

DLIBJ公社債オープン(短期コース)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

当ファンドは、主として国内の公社債に投資し、中長期的な観点でリスクの軽減に努めながら信託財産の成長をはかることをめざします。

2.投資態度

- 金利リスクおよび信用リスクを超過収益の源泉とし、両リスクの取り方を景気サイクルや市況動向に応じて変化させます。
- 「NOMURA-BPI国債短期(1-3)」を運用にあたってのベンチマークとし、これを上回る成果の実現をめざします。
- 各リスクについての考え方は、以下の通りです。

●金利リスク

a.ポートフォリオのデュレーション(*)は、原則として0年～3年程度の範囲で調整します。ただし、基準価額の防衛等リスク管理の観点から、デュレーションがマイナスとなるような調整を行う場合があります。なお、デュレーションの水準によっては、信託財産の純資産総額に対する実質組入比率がマイナスになる場合があります。

b.デュレーションの調整には債券先物、債券オプション、金利スワップ、金利先物、公社債の空売り等を活用します。

(*)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されます。

●一般事業債等の信用リスク

a.一般事業債等の組入れ時において、格付機関(*)による発行体格付け(長期優先債務格付け)がBBB-以上の債券を投資対象とします。

(*)格付投資情報センター(R&I)または日本格付研究所(JCR)による格付けを基準とします。

b.格付けがBBBの債券組入上限は、原則としてポートフォリオの50%程度とします。

●為替リスク

外貨建資産への投資を行った場合は為替フルヘッジとし、原則として為替リスクはとりません。

④公社債の借入ならびに公社債の空売りを行うことができます。

2.主要投資対象

国債、国内企業の発行する普通社債、転換社債等を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

株(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI国債短期(1-3)

(注) NOMURA-BPI国債短期(1-3)の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「野村」)に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

5.信託設定日

1999/12/14

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。

- ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合。
- ・受益者のために有利であると認めるとき。
- ・やむを得ない事情が発生したとき。

8.決算日

毎年3月および9月の各21日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.33%～年率0.44%(税抜0.30%～税抜0.40%)

各計算期間における運用管理費用(信託報酬)は、前計算期間終了日の「NOMURA-BPI国債短期(1-3)」(ベンチマーク)の単利利回り水準に応じた次に掲げる率とします。

※なお、各計算期間における当初の2営業日までは、前計算期間において適用された率を用いるものとします。

何らかの理由によりベンチマークにかかる単利利回りの取得ができない場合、信託報酬の当該計算日については適用される率を年率0.33%(税抜0.30%)とします。ベンチマークが改廃または継続的な取得等が不可能となった場合、ベンチマークを変更することができます。

ベンチマーク 単利利回り 信託報酬 税込(税抜)	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
1%未満 年率0.330% (0.30%)	0.12%	0.14%	0.04%
1%以上3%未満 年率0.385% (0.35%)	0.15%	0.16%	0.04%
3%以上 年率0.440% (0.40%)	0.20%	0.16%	0.04%

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DLIBJ公社債オープン(短期コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DLIBJ公社債オープン(短期コース)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用

・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15.信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に0.05%の率を乗じて得た額

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24.基準価額の主な変動要因

1. 金利リスク
金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。当ファンドの主要投資対象である公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

2. 信用リスク
投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DLIBJ公社債オープン(短期コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DLIBJ公社債オープン(短期コース)

一般社団法人投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

<信託約款変更の予定について>

当ファンドは、信託約款を変更するための手続きを行います。

1. 信託約款変更の内容

当ファンドのポートフォリオのデュレーション調整について、デュレーションがマイナスとなる調整等を行うことができるという規定を削除するとともに、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的を、「価格変動、金利変動および為替変動等により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」に限定する変更を行います。

また、一般事業債等の組入銘柄の格付基準を見直し、以下の通り変更します。

変更前：格付業者2社(R&IまたはJCR)による発行体格付(長期優先債務格付)がBBB-以上の債券

変更後：格付業者4社(R&I、JCR、Moody'sまたはS&P)による銘柄格付(銘柄格付がない場合は発行体格付)がBBB- (またはBaa3)以上の債券

2. 信託約款変更を行う理由

当ファンドは1999年12月14日に設定され、主として国内の公社債に投資し、中長期的な観点でリスクの軽減に努めながら信託財産の成長をはかるとともに、ベンチマーク(NOMURA-BPI国債・短期(1-3))を上回る運用成果の実現をめざしてまいりました。

今般、上記の運用成果の実現および基準価額の防衛等リスク管理の観点から、当ファンドにおけるデリバティブ取引の利用について再検討し、デュレーションがマイナスとなるような調整は必要ではないとの判断に至りました。このため、ポートフォリオのデュレーション調整等について一部変更を行うとともに、デリバティブ取引および外国為替予約取引の利用目的を明確にします。これにより、2024年1月から開始された少額投資非課税制度(NISA)の特定非課税管理勘定(成長投資枠)における「デリバティブ取引に係る権利に対する投資」の要件も充足することとなります。また、当該変更に合わせて、投資ユニバースの拡大による収益機会の増加を目的として、一般事業債等の組入銘柄の格付基準を見直すものです。上記の変更は、重大な約款変更にとらえておられることから、信託約款の規定に基づき異議申立の手続きをとることいたしました。

3. 信託約款変更までの主な日程

異議申立期間 2024年4月5日から2024年5月20日まで
信託約款変更適用予定日 2024年6月22日

4. 異議申立について

・公告日(2024年4月5日)現在の当ファンドの受益者(2024年4月4日までに取得のお申し込みをなされた方)で、信託約款変更にご異議のある受益者の方は、異議申立期間中に、アセットマネジメントOne株式会社に対して書面をもって異議を申し立てることができます。

(注)2024年4月5日以降のお申込みにより取得された受益権については、当該信託約款変更に関する異議を申し立てる権利はございません。

・当ファンドの信託約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024年4月5日現在の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2024年5月28日付で信託約款変更の届出を行い、2024年6月22日より適用します。なお、当該受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款変更を行いません。

※信託約款変更にかかる異議申立の結果は、2024年5月21日以降、委託会社のホームページ(<https://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

5. ご留意事項

信託約款変更が決定した場合には、「1.投資方針の2.投資態度」は以下のとおり変更となります。

2. 投資態度

①金利リスクおよび信用リスクを超過収益の源泉とし、両リスクの取り方を景気サイクルや市況動向に応じて変化させます。

②「NOMURA-BPI国債短期(1-3)」を運用にあつてのベンチマークとし、これを上回る成果の実現をめざします。

③各リスクについての考え方は、以下の通りです。

●金利リスク

a.ポートフォリオのデュレーションは、原則として0年～3年程度の範囲で調整します。

b.デュレーションの調整には債券先物、債券オプション、金利スワップ、金利先物、公社債の空売り等を活用します。

(*)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されます。

●一般事業債等の信用リスク

a.一般事業債等の組入れ時において、格付け機関(*)による格付け(銘柄格付け。銘柄格付けがない場合は発行体格付け)がBBB- (またはBaa3)以上の債券を投資対象とします。

(*)格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、Moody's、またはS&Pによる格付けを基準とします。

b.格付けがBBB (またはBaa)の債券組入上限は、原則としてポートフォリオの50%程度とします。

●為替リスク

外貨建資産への投資を行った場合は為替フルヘッジとし、原則として為替リスクはとりません。

④公社債の借入ならびに公社債の空売りを行うことができます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「DLIBJ公社債オープン(短期コース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。